

●死亡届を出された方へ

舟橋村に住所がある方が亡くなられた場合、以下のような手続きが必要になります。ご確認のうえ、該当の方は手続きをお願いします。

※詳しくは担当窓口でお問い合わせください。

	手続きなど	受付日	印	内容	担当窓口
住基	住民基本台帳			複数人で構成する世帯で、世帯主の方が亡くなられた場合には、世帯主変更の手続きが必要です。	住民生活課 (住民係)
	広報			村内配布の広報誌への掲載の有無をお伝えください。	
医療・福祉	国民年金			亡くなられた方が年金を受給されていた場合、未支給年金の手続き等が必要です。	住民生活課 (住民係)
	国民健康保険・後期高齢者医療			被保険者証・資格情報のお知らせ・資格確認書のいずれかを返還、葬祭費の手続き等が必要です。 また、国民健康保険に加入する世帯で、世帯主の方が亡くなられた場合は、資格情報のお知らせ、または資格確認書が差し替えになります。	
	介護保険			被保険者証を返還してください。	健康福祉課
	身体障害者手帳・療育手帳・ 精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証			手帳・受給者証を返還してください。	
児童	児童手当			児童手当を受給されていた場合、受給者変更の手続き等が必要です。	住民生活課 (住民係)
	児童扶養手当・特別児童扶養手当			証書の返還等の手続きが必要です。	健康福祉課
農業 環境	水道・下水道			名義人変更等の手続きが必要な場合があります。	住民生活課 (産業建設係)
	犬の登録			犬の登録事項変更届による所有者の変更等が必要です。	
	農地			死亡された方が農地を所有しており、相続により農地の権利を取得されたときは届出が必要です。	
税金	村民税(※)			死亡された方に課税がある場合、その未納分は死亡された方の相続人に納税義務が承継されます。相続人は「相続人代表者指定届」を提出してください。	総務課
	軽自動車税			廃車あるいは名義人変更の手続きが必要です。	
	固定資産税			登記されていない建物がある場合…役場で名義人変更の届出が必要です。 土地・建物が登記されている場合…法務局で相続登記を行ってください。	

※村民税は、死亡の日が賦課期日（1月1日）の前後どちらであったかによって、課税・非課税の取扱が異なりますので、ご注意ください。